

宣健介第390号
令和6年10月22日

宜野湾市地域包括支援センター
宜野湾市内居宅介護支援事業所
宜野湾市指定第1号事業者 各位

宜野湾市長 佐喜眞 淳
(公印省略)

訪問介護による生活援助を算定する場合の留意事項の改定について（通知）

日頃より、宜野湾市の介護保険事業及び地域支援事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和5年3月7日付「訪問介護による生活援助を算定する場合の留意事項」の内容を一部修正し、令和7年1月より、別添の通り取り扱うことと致します。

つきましては、内容をご確認のうえ、利用者へのご案内等、事業の円滑な実施にご協力下さいますよう、宜しくお願い致します。

なお、今後国の通知や解釈が開示されることで、本通知の運用取り扱いの変更が想定されることをご了承下さい。その際は、改めて通知致します。

【問合せ先】

宜野湾市健康推進部介護長寿課
電話：098-893-4403 FAX：098-896-2031
認定給付係 担当：城間・比嘉（内線4154）
長寿支援係 担当：東・国頭（内線4138）